

資料編

1. 朝霞市都市計画マスタープラン見直し経過

朝霞市都市計画マスタープランは、平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの期間で、見直しを行いました。

1) 検討委員会

検討委員会は、都市計画マスタープランを見直すために平成 25 年（2013 年）4 月に設置され、公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者、市議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長、関係行政機関職員の 17 名で構成され、見直し内容についての検討・承認を行いました。

2) 地域別懇談会

都市計画マスタープランの地域別構想を見直すにあたり、平成 26 年（2014 年）10 月から平成 27 年（2015 年）8 月にかけて、各地域で 5 回ずつ地域別懇談会を開催しました。

1 回目から 4 回目は、市民が地域ごとにワークショップやタウンウォッチングを行い、それぞれの地域の現状やまちづくりの課題を整理しながら、市民の立場から検討を行いました。

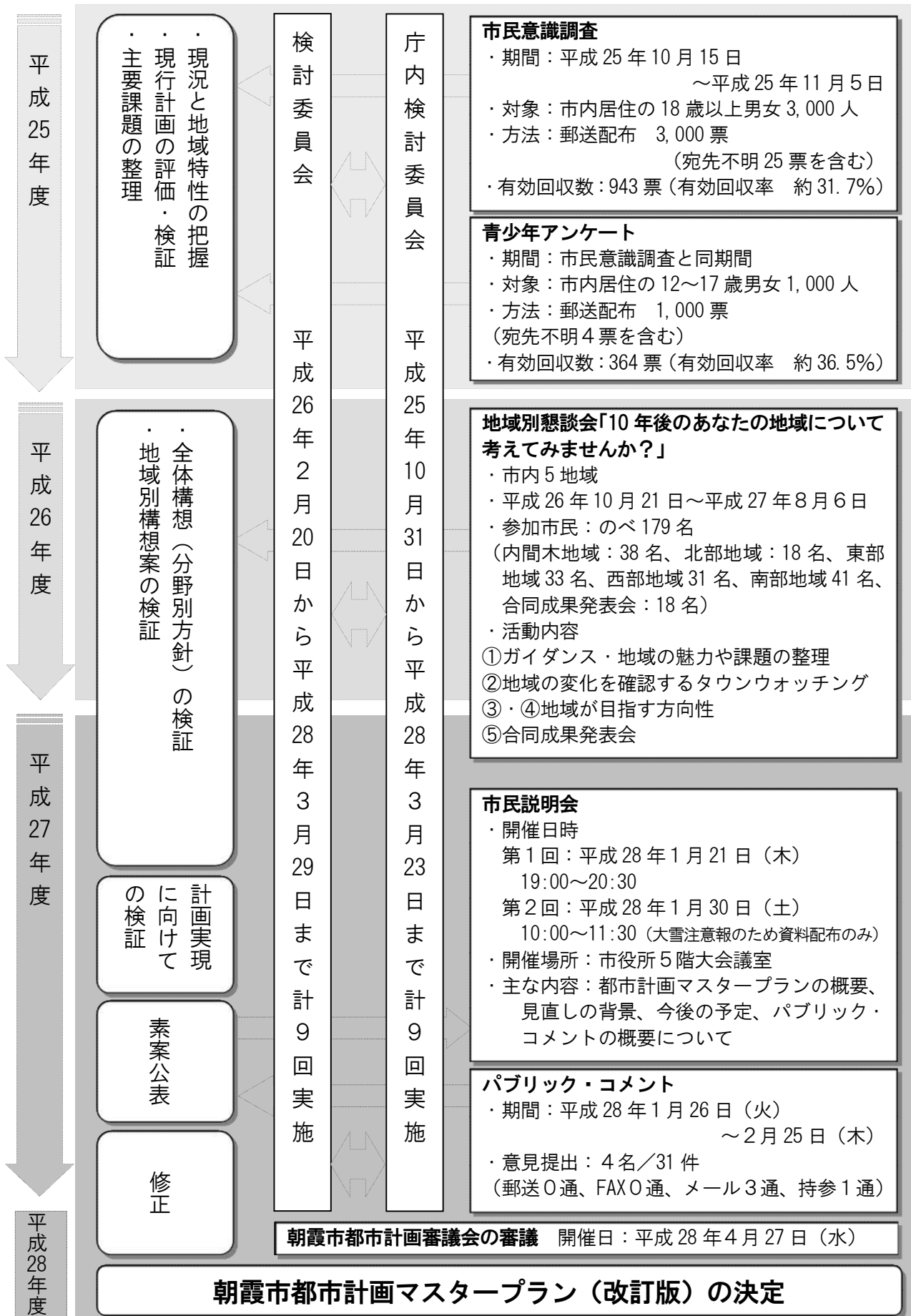
5 回目は、全地域合同の成果発表会として、これまでの懇談会で話し合った成果の発表を行いました。

3) 庁内検討委員会

庁内検討委員会は、平成 25 年（2013 年）4 月に設置され、まちづくりに関連する各部署の市職員（課長級）により構成され、市民の声やこれまでの都市計画に関する諸計画等を照らし合わせ、都市計画マスタープランの見直しに必要な事項の調査・検討を行いました。

【都市計画マスタープラン見直し経過】

【市民参加】



2. 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会

(1) 検討委員会条例

朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例

(平成 25 年 3 月 29 日条例第 32 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく都市計画に関する基本的な方針の案(以下「計画案」という。)を作成するため、朝霞市都市計画マスタープラン 検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) まちづくり関係団体の代表者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 環境関係団体の代表者
- (7) 商工業関係団体の代表者
- (8) 農業関係団体の代表者
- (9) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

2 委員会に副委員長 1 人を置き、委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から計画案を作成する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 検討委員会委員名簿 (平成26年2月20日～平成28年3月29日)

役職名	区分	氏名	略歴	就任日
委員長	1号委員	卯月 盛夫	学識経験を有する者 (早稲田大学教授)	平成26年2月20日
副委員長		水村 容子	学識経験を有する者 (東洋大学教授)	平成26年2月20日
委員	2号委員	本山 好子	市議会の建設常任委員長	平成26年2月20日
		福川 鷹子		平成27年12月18日
		高橋 勅幸	市議会の教育環境常任委員長	平成26年2月20日
		須田 義博		平成27年12月18日
	3号委員	山崎 勝弘	関係行政機関の職員 (朝霞警察署交通課長)	平成26年2月20日
		小関 芳信		平成27年3月12日
		濱川 敦	関係行政機関の職員 (朝霞県土整備事務所長)	平成26年2月20日
		水村 正和		平成26年4月1日
	4号委員	鈴木 龍久	まちづくり関係団体の代表者 (都市計画審議会会長)	平成26年2月20日
		島 礼次	まちづくり関係団体の代表者 (自治会連合会会長)	平成26年2月20日
		松尾 哲		平成27年6月30日
	5号委員	野本 正幸	社会福祉関係団体の代表者 (社会福祉協議会会長)	平成26年2月20日
	6号委員	松村 隆	環境関係団体の代表者 (環境審議会会長)	平成26年2月20日
	7号委員	大畑 亨	商工業関係団体の代表者 (商工会会長)	平成26年2月20日
		松井 弘	商工業関係団体の代表者 (商工会副会長)	平成27年6月30日
	8号委員	高橋 隆	農業関係団体の代表者 (農業委員会会長)	平成26年2月20日
	9号委員	野島 安広	公募市民 (内間木地域)	平成26年2月20日
		大谷 一弘	公募市民 (北部地域)	平成26年2月20日
藤田 康之		公募市民 (東部地域)	平成26年2月20日	
伊藤 貴範		公募市民 (西部地域)	平成26年2月20日	
池谷 亮子		公募市民 (南部地域)	平成26年2月20日	

- ※1号委員：条例 第4条2 (1) 学識経験を有する者
 2号委員：条例 第4条2 (2) 市の議会の建設常任委員長及び教育環境常任委員長
 3号委員：条例 第4条2 (3) 関係行政機関の職員
 4号委員：条例 第4条2 (4) まちづくり関係団体の代表者
 5号委員：条例 第4条2 (5) 社会福祉関係団体の代表者
 6号委員：条例 第4条2 (6) 環境関係団体の代表者
 7号委員：条例 第4条2 (7) 商工業関係団体の代表者
 8号委員：条例 第4条2 (8) 農業関係団体の代表者
 9号委員：条例 第4条2 (9) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

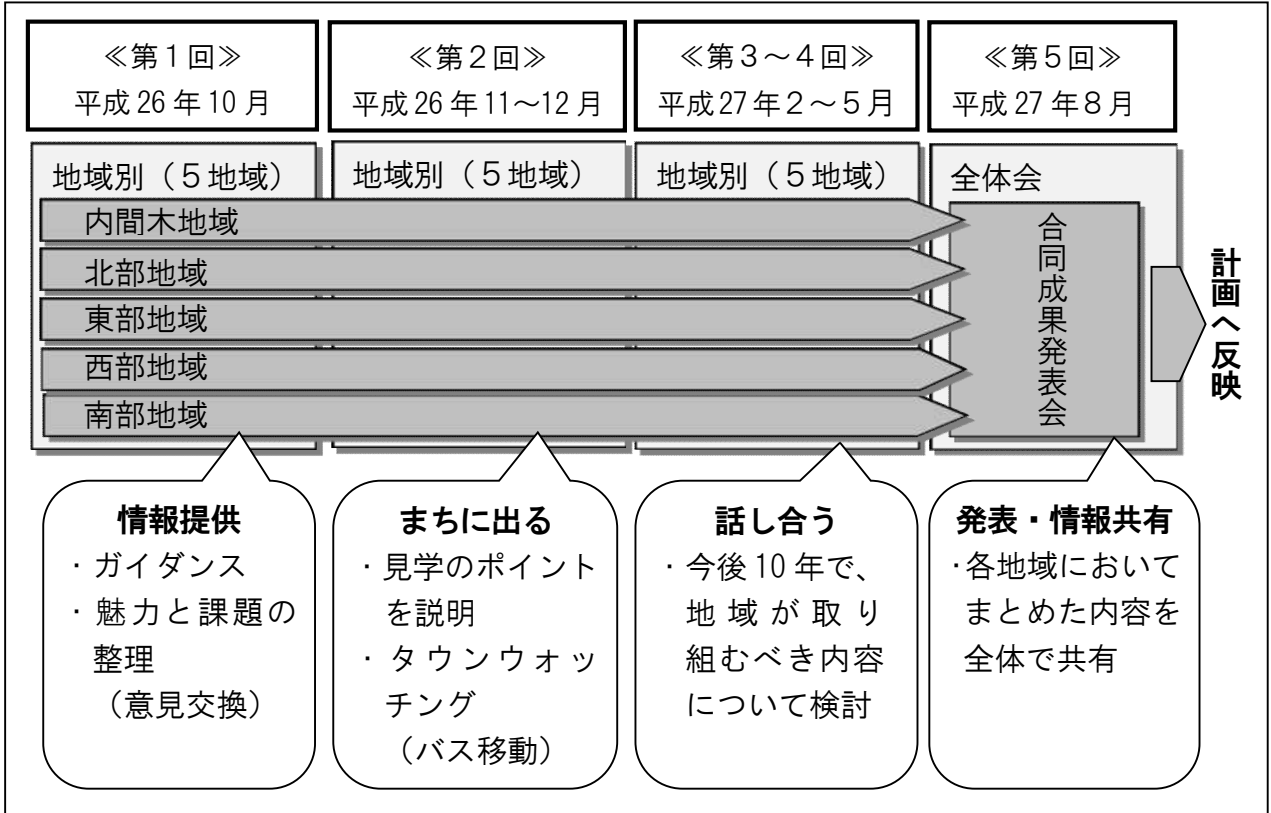
(3) 検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成26年2月20日 (木曜日)	(1) 都市計画マスタープランの概要について (2) 朝霞市の現況と主要課題～まちの変化を振り返る～ (3) 市民意識調査について
第2回	平成26年4月25日 (金曜日)	(1) 市民意識調査結果について (2) まちづくりの課題と今後の方向性
第3回	平成26年8月7日 (木曜日)	(1) 将来都市構造の見直しについて (2) 地域別懇談会の開催について
第4回	平成26年10月17日 (金曜日)	(1) 第5次総合計画と連携した都市計画マスタープランの見直しについて
第5回	平成26年12月15日 (月曜日)	(1) 全体構想の見直し方針案について
第6回	平成27年3月27日 (金曜日)	(1) 全体構想【まちづくりの目標】(素案)について (2) 地域別構想のリーディング協働プロジェクトについて
第7回	平成27年7月7日 (火曜日)	(1) 全体構想【分野別方針】(素案)について
第8回	平成28年1月13日 (水曜日)	(1) 都市計画マスタープラン(素案)について
第9回	平成28年3月29日 (火曜日)	(1) 都市計画マスタープラン(案)について

3. 朝霞市都市計画マスタープラン地域別懇談会

(1) 開催概要

1) 地域別懇談会の概要



【事前周知用チラシ（各回配布）】※第1回地域別懇談会のチラシ

10年後のあなたの地域について考えてみませんか？

— 朝霞市都市計画マスタープラン 地域別懇談会 —

朝霞市では、まちづくりの総合的な計画である「都市計画マスタープラン」の見直しに向けた地域別懇談会を開催します。
 平成27年夏頃までに各地域で5回程度開催して、地域づくりの方針を検討します。
 地域の将来とまちを見つめて、10年後の地域の姿について、一緒に考えていきたいと思っています。
 それぞれの地域にお住まい、お勤めの皆様のご参加をお待ちしています。
 (事前申込みは不要です。該当する地域以外の懇談会にも参加できます。)

第1回地域別懇談会の日時・場所

地域名	日時	場所
内間木地域	10月30日(木) 19時～	内間木公民館(会議室)
北部地域	10月21日(火) 19時～	宮戸市民センター(ホール)
西部地域	10月28日(火) 19時～	西朝霞公民館(会議室)
南部地域	10月24日(金) 19時～	朝霞市役所(501会議室)
東部地域	10月23日(木) 19時～	榎岸台市民センター(ホール)

地域名	所在地・町界地名
内間木地域	上川原町、下川原町、吉原町
北部地域	三ツ木、宮戸、高野、中野、上野、下野、平野、吉野、高野、中野、上野、下野、平野、吉野
西部地域	高野、宮戸、高野、中野、上野、下野、平野、吉野、高野、中野、上野、下野、平野、吉野
南部地域	高野、宮戸、高野、中野、上野、下野、平野、吉野、高野、中野、上野、下野、平野、吉野
東部地域	高野、宮戸、高野、中野、上野、下野、平野、吉野、高野、中野、上野、下野、平野、吉野

問い合わせ先 TEL: 048-463-2518 (直通) FAX: 048-463-9490

地域別市民懇談会 開催時期と内容

各地域で開催

<第1回> 平成26年10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス 地域の魅力や課題を整理する 	
<第2回> 平成26年11月頃	<ul style="list-style-type: none"> 地域の変化を確認 ～タウンウォッチング～ 	
<第3回> 平成27年1、2月頃	<ul style="list-style-type: none"> 地域が目指す方向性についてみんなで検討 	
<第4回> 平成27年4、5月頃	<ul style="list-style-type: none"> 地域が目指す方向性についてみんなの確認 	

全体(5地域同時)で開催

<第5回> 平成27年6、7月頃

- 地域ごと話し合いの結果をみんなで共有(成果発表会)

2) 地域別懇談会の活動内容と主な意見

①内間木地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月30日 (木曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・防災（調節池、防災倉庫） ・丸沼芸術の森 ・荒川・黒目川・新河岸川の土手（散歩に最適） ■地域の課題 ・水害が多い ・歩道整備 ・狭あい道路の改善 ・大型車が多い ・交通の便が悪い ・産業廃棄物（資材置き場）が多い
第2回	平成26年 12月6日 (土曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・国道254号バイパスの早期開通で都市計画を成功させよう ・田畑と「道の駅」を生かしたプロジェクトづくり ・サイクリングロードを作り、美しい景色を楽しむ ・治水対策（調節池が必要）
第3回	平成27年 2月12日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容について検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・湯〜ぐうじょうの跡地利用 ■道路交通 ・国道254号バイパス周辺の道路の安全対策 ・県道朝霞蕨線の道路拡幅の推進 ■安全・安心 ・浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保
第4回	平成27年 5月26日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・浸水防止対策と水害に対応した避難場所・体制の確保
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

②北部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月21日 (火曜日)	地域の魅力や課題の 整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・交通の便が良い ・健康づくり（わくわくどーむ） ・安全対策（減速、反射テープ） ・自転車道ができた ■地域の課題 ・交通事故（交差点） ・歩道の整備 ・集中豪雨対策 ・医療・介護施設がない。
第2回	平成26年 11月16日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーンによる交通規制の検討や一方通行化の 実現を要望 ・商店街が利用される工夫が必要 ・新河岸川の橋の下に歩道があると良い ・黒目川が思っていたよりも綺麗
第3回	平成27年 2月5日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■道路交通 ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・地域住民による安全対策（一方通行による モデル地区化） ■緑・景観・環境共生 ・駅と黒目川を結び、川沿いを散策できる歩行者 及び自転車ネットワークの充実 ■安全・安心 ・雨水対策を重点的に進める
第4回	平成27年 5月12日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについ て検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・地域住民による安全対策（一方通行による モデル地区化）
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

③東部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月23日 (木曜日)	地域の魅力や課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・自然が豊か(斜面林・湧き水) ・駅前広場(イベント) ・朝霞水門(水害減) ・公園整備(城山公園・柊塚古墳歴史広場) ■地域の課題 ・農地が減少(旧暫定逆線引き地区) ・通学路の整備 ・見通し悪い道路 ・資材置き場が多い
第2回	平成26年 12月7日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞の原風景ともいえる農地と住宅と屋敷林が素晴らしい ・狭あい道路やカーブが連続する道が多く歩行者が歩きにくい ・旧高橋家住宅、氷川神社、東円寺等をウォーキングコースとして整備 ・斜面林と数多くの湧水池は朝霞にとって貴重な資源
第3回	平成27年 2月10日 (火曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・民間の工場跡地などの大規模な開発に合わせた周辺環境の整備 ■道路交通 ・小学校周辺の通学路の安全対策 ■緑・景観・環境共生 ・優良な農地の保全 ■安全・安心 ・城山公園など安全に配慮した公園の整備
第4回	平成27年 5月19日 (火曜日)	リーディング協働 プロジェクトについて 検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・小学校周辺の通学路の安全対策 ・城山公園など安全に配慮した公園の整備
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

④西部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月28日 (火曜日)	地域の魅力や課題の 整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・三原公園（市民参加の公園） ・黒目川が水質改善 ・朝霞台の駅が便利 ■地域の課題 ・信号による交通渋滞 ・自然が減少 ・歩道の整備 ・狭あい道路改善 ・交通量
第2回	平成26年 11月29日 (土曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地は貴重な存在である、緑地として できるだけ残したい ・朝霞台駅のメインストリートににぎわいが ほしい ・黒目川、新河岸川をサイクリングロードで つないでほしい ・ボール遊びができる三原公園は貴重な存在
第3回	平成27年 2月19日 (木曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備 ■道路交通 ・狭あい道路や歩道、通学路の整備 ■市街地整備 ・地区計画や建築協定などの制度を利用した 良好な住宅地の形成 ■緑・景観・環境共生 ・建築物の更新、新築に際しては、建物の高さや 色彩、街並などの適正な規制・誘導
第4回	平成27年 5月22日 (金曜日)	リーディング協働 プロジェクトについ て検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・訪れ、利用したくなる駅周辺の商業環境の整備 ・狭あい道路や歩道、通学路の整備
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

⑤南部地域

回数	開催日	活動内容	主な意見等
第1回	平成26年 10月24日 (金曜日)	地域の魅力や課題の 整理	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力 ・自然が豊か（朝霞の森、黒目川） ・朝霞駅（便利、治安良い、活気出た） ・店が多い ・大きなグラウンド ■地域の課題 ・駅前通り商店街の活性化 ・歩道の整備（駅前バス通り） ・基地跡地の早期利用 ・朝霞第四小学校跡地活用
第2回	平成26年 12月21日 (日曜日)	地域の魅力と課題を 実際に見に行く タウンウォッチング	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所通りなどの歩道の整備、観音通線の 自転車専用道路の改善 ・川沿いに、ずっと桜道が続き、子どもが遊べる 様になったら楽しい ・基地跡地の自然を生かし、市民が楽しめる場所 にしてほしい ・街がにぎわう、若者が気軽に入れるカフェや 飲食店があると良い
第3回	平成27年 2月16日 (月曜日)	今後10年で、地域が 取り組むべき内容に ついて検討	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用 ・国道254号沿道の魅力ある商業空間を形成する 土地利用の誘導 ・旧川越街道や駅前の商店街の活性化 ・駅周辺の駅前通りなどに面したビルの1階は 地区計画などの活用により商店にすることで にぎわいを創出 ■緑・景観・環境共生 ・地域の歴史的資源や自然環境をめぐる散策路の 整備や自転車ネットワーク
第4回	平成27年 5月15日 (金曜日)	リーディング協働 プロジェクトについ て検討	<ul style="list-style-type: none"> ■リーディング協働プロジェクト ・旧川越街道や駅前の商店街の活性化 ・駅周辺の駅前通りなどに面したビルの1階は 地区計画などの活用により商店にすることで にぎわいを創出
第5回	平成27年 8月6日 (木曜日)	合同成果発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域からの成果発表 ・意見交換

4. 朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会

(1) 庁内検討委員会設置要綱

朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(平成25年10月1日要綱)

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。
- 3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、庁内検討委員会の委員長となり、議事を整理する。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は、庁内検討委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 庁内検討委員会委員名簿（平成 25 年 10 月 25 日～平成 28 年 3 月 23 日）

役職名	職 名
委 員 長	都市建設部長
副 委 員 長	都市建設部次長 兼 まちづくり推進課長
委 員	市長公室 政策企画課長
	危機管理室長
	総務部 財政課長
	総務部 財産管理課課長
	市民環境部 地域づくり支援課長
	市民環境部 産業振興課長
	市民環境部 環境推進課長
	福祉部 福祉課長
	福祉部 障害福祉課長
	福祉部 こども未来課長
	福祉部 保育課長
	健康づくり部 長寿はつらつ課長
	健康づくり部 健康づくり課長
	都市建設部 開発建築課長
	都市建設部 みどり公園課長
	都市建設部 道路整備課長
	都市建設部 下水道課長
	水道部 水道施設課長
	学校教育部 教育総務課長
	学校教育部 教育管理課長
生涯学習部 生涯学習・スポーツ課長	
生涯学習部 文化財課長	

※職名は平成 28 年 3 月現在

(3) 庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成25年10月31日 (木曜日)	(1) 都市計画マスタープランの見直しについて
		(2) 10年間のまちの変化の把握方法について
		(3) 関連施策・事業の進捗に対する評価検証の取りまとめについて
第2回	平成26年2月12日 (水曜日)	(1) 第1回検討委員会について
		(2) 関連施策・事業の進捗に対する評価検証の取りまとめについて
第3回	平成26年4月16日 (水曜日)	(1) 第2回検討委員会について
第4回	平成26年7月18日 (金曜日)	(1) 将来都市構造の見直しについて
		(2) 地域別懇談会の開催について
第5回	平成26年10月6日 (月曜日)	(1) 第5次総合計画と連携した都市計画マスタープランの見直しについて(台風により関係各課持ち回りによる資料確認・修正に変更)
第6回	平成26年11月20日 (木曜日)	(1) 全体構想の見直し方針案について
第7回	平成27年2月24日 (火曜日)	(1) 全体構想【まちづくりの目標】(素案)について
		(2) 地域別構想の見直し状況について
第8回	平成27年6月3日 (水曜日)	(1) 全体構想(分野別方針) ※関係各課持ち回りによる資料確認・修正依頼
第9回	平成28年3月23日 (水曜日)	(1) 都市計画マスタープラン(案)について

(4) 都市計画審議会開催状況

回数	開催日	内容
平成25年度 第4回	平成26年2月19日 (水曜日)	報告事項 第1号 朝霞市都市計画マスタープランの見直しについて(経過報告)
平成26年度 第1回	平成26年7月9日 (水曜日)	報告事項 第2号 関連する計画の経過報告について
平成26年度 第2回	平成26年11月5日 (水曜日)	報告事項 第2号 関連する計画の経過報告について
平成26年度 第3回	平成27年2月9日 (月曜日)	報告事項 第1号 関連する計画の経過報告について
平成27年度 第1回	平成27年8月17日 (月曜日)	報告事項 第2号 関連する計画の経過報告について
平成27年度 第2回	平成27年10月28日 (水曜日)	報告事項 第4号 関連する計画の経過報告について
平成28年度 第1回	平成28年4月27日 (水曜日)	議案 第2号 朝霞市都市計画マスタープランの改訂について

5. 補足資料

(1) 事業・施策の進捗状況（平成17年3月策定 朝霞市都市計画マスタープラン）

1) まちの健全な土地利用（土地利用分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※	
1) 住宅系利用	i. 低層住宅地	用途地域	B	
		ii. 中高層住宅地	建築物の高さ制限導入事業	A
			高度地区 用途地域	B
	iii. 幹線道路沿道 地区	用途地域	B	
		志木和光線整備事業	B	
		景観まちづくり推進事業	A	
2) 商業業務系 利用	i. 朝霞駅周辺	朝霞駅南口周辺地区整備事業	A	
		朝霞駅北口周辺地区整備事業	A	
		朝霞駅南口駅前通りアメニティー ロード化事業	B	
	ii. 北朝霞・朝霞 台駅周辺	朝霞台駅南口駅前広場の整備改修事業	A	
		北朝霞地区地区計画	B	
	iii. その他の商業 地	商店会支援事業	B	
3) 工業系利用	—	用途地域	B	
4) 荒川近郊 緑地保全区域等 の大規模緑地	—	スポーツ施設管理運営事業	B	
5) 周辺自然 環境等と調和 する施設地区	i. 公共施設系	緑化推進事業	B	
		景観まちづくり推進事業	A	
ii. 産業関連施設 系	朝霞市開発事業等の手続及び基準等 に関する条例	B		
6) 計画的利用 を促進すべき 地区	i. キャンプ朝霞 跡地	基地跡地利用促進事業	B	
		基地跡地暫定利用事業	B	
		(仮称) 基地跡地公園・シンボル ロード整備事業	C	
	ii. 旧暫定逆線引 き地区	暫定逆線引き土地利用検討事業	A	
		地区計画	B	
	iii. 河川周辺	わくわく田島緑地駐車場整備事業	A	
黒目川桜並木管理事業		B		
7) 集落地・農 地等	—	開発許可制度	B	
		朝霞市開発事業等の手続及び基準等 に関する条例	B	
		景観まちづくり推進事業	A	

2) 便利で快適な道路や交通施設等の整備（道路交通分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 全ての人にやさしい交通環境の整備	—	交通安全施設事業	B
		交通施策推進事業	B
		道路舗装事業	B
		道路用地取得事業	B
2) 環境・景観に配慮した交通環境の整備	—	景観まちづくり推進事業	A
		花と緑のまちづくり事業	B
3) 歩行者空間の整備	—	歩道整備事業	B
4) 幹線道路網の整備	i. 広域幹線道路	緑ヶ丘通線整備事業	B
		志木和光線整備事業	B
	ii. 都市内幹線道路	岡通線整備事業	B
		駅西口富士見通線整備事業	B
		志木和光線整備事業	B
		緑ヶ丘通線整備事業	B
		観音通線整備事業	B
		長期未整備都市計画道路見直し事業	B
		駅東通線整備事業	B
		事業用地維持管理事業	B
5) 安全・快適な道路の整備	i. 身近な生活道路の整備	道路改良事業	B
		道路施設修繕事業	B
		道路施設維持管理事業	B
		道路台帳整備事業	B
		私道整備助成事業	B
		道路照明灯整備事業	B
		橋梁長寿命化修繕計画策定事業	A
		長期未整備都市計画道路見直し事業	B
	ii. 交通規制の改善	道路安心・安全緊急改良事業	B
		朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化事業	B
6) 公共交通網等の充実・整備	—	市内循環バス運営事業	B
7) その他の交通施設等の充実・整備	i. 交通結節点の整備	駅東通線整備事業	B
		朝霞駅北口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
	ii. 駐車場	朝霞駅北口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
8) 新たな公共交通システムの導入検討	—	環境基本計画	B

3) 住み良いくらしを育む市街地整備（市街地整備分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 土地区画 整理事業を実施 している地区	—	根岸台五丁目土地区画整理推進事業	B
		向山土地区画整理事業	A
		広沢土地区画整理事業	A
2) 基盤整備の 検討地区	—	都市計画許可事業	B
		事業用地維持管理事業	B
		安全なまちづくり推進事業	B
3) 土地区画 整理事業の完了 地区	—	北朝霞地区地区計画	B
4) 上・下水道 の整備・充実	i. 上水道	浄水場維持管理事業	B
		導水管・配水管・給水管・消火栓維持 管理事業	B
		水道施設耐震化事業	B
		私道給水管布設替整備費補助事業	B
		私道老朽管布設替整備費補助事業	B
		老朽管更新事業	B
		水道管水圧不足改善事業	B
	ii. 公共下水道 (汚水・雨水)	污水管建設事業	B
		下水道維持管理事業	B
		私道排水設備工事助成事業	B
		合併処理浄化槽設置促進事業	B

4) 緑と水の織り成す潤いある都市整備（緑・景観分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※
1) 武蔵野の原風景を継承する緑の保全	—	緑化推進事業	B
		みどりの基金積立事業	B
		景観まちづくり推進事業	A
2) 市民生活の潤いとしての農地の保全	—	生産緑地管理事業	B
		市民農園事業	B
3) 計画的な緑づくり	i. 身近な公園等の維持・充実	みどりの基本計画策定事業	B
		(仮称) 浜崎ふれあい公園新設事業 (平成21年度までは、公園新設事業)	C
		街区公園整備事業	B
		公園管理事業	B
		公園施設改修事業	B
		児童遊園管理事業	B
		児童遊園改修事業	B
		ii. 市のシンボルとなる公園・緑地の整備	緑化推進事業
	(仮称) 基地跡地公園・シンボルロード整備事業	C	
	4) 水と緑のネットワークの充実	—	黒目川まるごと再生プロジェクト
黒目川桜並木管理事業			B
花の植栽事業			B
5) 水と緑の潤いのある市街地の形成	—	みどりの基本計画策定事業	B
		朝霞市開発行為及び中高層建築物に関する指導要綱	A
		朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	B
		みどりの基金積立事業	B
6) まちの潤いとなる景観形成	i. 主要な拠点・軸の形成	景観まちづくり推進事業	A
		北朝霞地区地区計画	B
		朝霞駅南口周辺地区整備事業	A
		朝霞駅南口駅前通りアメニティーロード化事業	B
	ii. 土地区画整理事業地区	景観まちづくり推進事業	A
	iii. 公共施設	営繕行政事業	B
	7) 地域資源を活かした景観形成	i. 地域に身近な資源の活用	文化財保護普及事業
埋蔵文化財調査保存事業			B
旧高橋家住宅管理運営事業			B
指定文化財等保護管理事業			B
ii. 市民参加による景観づくり		緑化推進事業	B
		景観まちづくり推進事業	A
	花と緑のまちづくり事業	B	

5) 人と自然にやさしい都市整備（安心・安全・環境共生分野の方針）

【※進捗状況の記号 A：完了 B：計画通り継続 C：改善して継続 D：中止】

目	細	事業名・制度名等	進捗状況※	
1) 災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり	i. 市街地における防災性の向上	建築物耐震化促進事業	B	
		建築行政事業	B	
		安全なまちづくり推進事業	B	
		緑化推進事業	B	
		危険地域調査事業	A	
	ii. 商業業務地における不燃化の促進	安全なまちづくり推進事業	B	
	iii. 水害に強いまちづくり	水路管理事業	B	
		水路改修事業	B	
		雨水幹線等整備事業	B	
		緊急雨水対策事業	B	
		排水機場維持管理事業	B	
	iv. ライフライン施設の安全化	水道施設耐震化事業	B	
		導水管・配水管・給水管・消火栓維持管理事業	B	
		私道老朽管布設替整備費補助事業	B	
	v. 自主防災組織等の整備	防災啓発事業	B	
	2) 避難場所・避難道路の確保	i. 避難場所等の確保	災害予防対策・活動事業	B
			防災対策事業	B
災害活動事業			B	
危険地域調査事業			A	
小学校耐震化事業			A	
中学校耐震化事業			A	
落橋防止対策事業		B		
ii. 避難道路の確保		生産緑地管理事業	B	
3) 市街地における防犯機能の向上	—	防犯対策推進事業	B	
4) コンパクトで利便性の高い生活環境整備	—	センター児童館整備事業	B	
	—	第四小学校改築事業	A	
	—	第五小学校改築事業	A	
5) 身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進	—	高齢者バス・鉄道共通カード事業	B	
	—	スポーツ施設改修事業	B	
	—	営繕行政事業	B	
6) ライフステージにあわせた住環境形成	—	市営住宅事業	B	
	—	高齢者住宅支援事業	B	
7) 環境に配慮した施設等の整備	—	太陽光発電システム設置費補助事業	B	
8) 環境にやさしいまちづくりに向けた活動の推進	—	公害防止環境調査事業	B	
	—	環境施策の推進に係る協働体制確立事業	B	
	—	環境意識啓発事業	B	
	—	環境美化事業	B	
	—	周辺環境対策事業	B	
—	建築協定啓発事業	B		

(2) 地域区分の設定

地域区分設定手順の詳細は以下のとおりです。

《その1》

本市を横断的に分断する要素と本市全体の土地利用特性をふまえ、まず東武東上線により北東・南西の2つに区分します。



《その2》

2つに分けた地域のうち、北東側を地形的分断要素である新河岸川で区分します。

内間木地域は、今後の土地利用動向もふまえ1地域とします。



《その3》

内間木地域を除いた残りの範囲については、本市の大きな地形的分断要素である黒目川により、更に区分し、本市全体を5つの地域に区分します。



(3) 地域の特徴

1) 内間木地域

①人口・世帯

人口密度は市全体で最も低く、市の人口が増加傾向にあるのに対して、内間木地域の人口は減少傾向にあります。一方で、市全体に比べ高齢化が顕著です。また、地域の就業人口における第2次産業に従事する人口の割合が他地域に比べ高くなっています。

②土地利用

自然的利用が市平均より高くなっており、人口集中地区（DID 地区）はありません。

③都市計画

本地域の全域が市街化調整区域に指定されています。また、地域の東端を流れる荒川は近郊緑地保全区域に指定されています。下水道や都市計画道路などの都市基盤の整備率は低くなっています。市民1人当たりの公園面積は市全体に比べ高くなっていますが、都市公園数は1箇所となっています。

2) 北部地域

①人口・世帯

当地域は市全体に対して平均的な人口特性を示しています。また、第1次産業に従事する人口が他の地域よりも比較的多くなっています。

②土地利用

自然的利用が市平均を上回っています。その他の指標については、おおむね市平均と同程度の割合となっています。

③都市計画

当地域の約60%が市街化区域に指定されています。工業系の用途地域指定が当地域にはないことが特徴です。都市施設の整備は比較的進んでいますが、市民1人当たりの公園面積は他の地域に比べて少なくなっています。

3) 東部地域

①人口・世帯

当地域の人口増加率は市全体に比べやや低くなっています。また、就業人口に占める第2次産業の従事者の割合が市全体に比べ高くなっています。

②土地利用

地域の面積に占める農地の割合が市全体に比べ高く、自然的利用が高くなっています。

③都市計画

商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ少ないことが特徴です。また、地域の約10%を旧暫定逆線引き地区に位置づけられる部分が占めています。都市基盤の整備については土地区画整理事業、都市計画道路の整備が進んでいないことが挙げられます。

4) 西部地域

①人口・世帯

地域の人口増加率は市全体と比べて非常に高く、人口密度も高くなっています。また、就業人口に占める第3次産業の従事者の数が多くなっています。

②土地利用

市平均と比べ、農地等自然的利用の割合が低くなっています。人口集中地区の割合は、市平均に比べ高くなっています。

③都市計画

当地域の約80%を市街化区域が占めており、また工業系の用途地域指定が高くなっています。下水道整備、土地区画整理事業は進んでいますが、都市計画道路の整備は進んでおらず、市民1人当たりの公園面積は低くなっています。

5) 南部地域

①人口・世帯

市全体に比べ人口密度が高くなっています。また、全就業人口に占める第2次産業の従事者が比較的高くなっています。

②土地利用

自然的利用の割合が市平均に比べ低く、都市的利用の割合が高くなっています。また、人口集中地区の割合についても市平均に比べ高くなっています。

③都市計画

当地域の約80%が市街化区域に指定されています。また、商業系、工業系の用途地域指定が市全体に比べ多いことが特徴です。都市施設の整備状況は比較的進んでおり、特に都市計画道路は計画の約70%が整備済みです。

(4) 第5次朝霞市総合計画前期基本計画の施策体系 (都市基盤・産業振興)



6. 用語集

あ行

●NPO

「Non Profit Organization」の略で、一般的に民間非営利組織などと訳される。利益配分をせず、民間の立場で自発的に社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために行動する団体などを指す。

●アクセス

目的地まで接続する経路や交通機関などのこと。または目的地まで行き来することの容易さのこと。

●朝霞市環境基本計画

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、本市が実施すべき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画のこと。平成24年（2012年）3月に、第2次朝霞市環境基本計画が策定された。

●朝霞市基地跡地利用計画

平成15年（2003年）6月の国の財政制度等審議会答申に基づき、朝霞市に対して基地跡地計画の策定が求められた。市は、これを受けて平成16年（2004年）11月に「朝霞市基地跡地利用計画策定委員会」を設置し、検討した結果を基に「朝霞市基地跡地利用計画書」を策定し、平成20年（2008年）5月に国へ提出した。

その後、平成23年（2011年）12月の国家公務員宿舎建設の中止を受け、状況の変化への対応や新たな将来展望もふまえ、平成27年（2015年）12月に現行の基本計画を基礎としつつ所要の見直しを行った。

●朝霞市景観計画

景観法第8条に規定される計画で、本市の良好な景観づくりのための基本と

なる計画である。朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育てていくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために平成27年（2015年）10月に策定された。

●朝霞市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として平成28年（2016年）3月に策定された。

●朝霞市中心市街地活性化基本計画

平成10年（1998年）7月に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成16年（2004年）3月に策定された計画のこと。

この計画では、朝霞駅周辺を含む範囲を中心市街地の区域とし、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な施策を国・地方公共団体・民間事業者が連携して推進することにより、空洞化が進行している中心市街地の活性化を推進することを目的としている。

●朝霞市福祉のまちづくり基本方針

平成7年（1995年）3月に制定された埼玉県福祉のまちづくり条例を基本とし、本方針の基本理念である「やさしい福祉のまち」朝霞を実現するため、市民が生活していくうえで必要な施設について、総ての市民が安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを進めることを目的とし、平成9年（1997年）3月に定められた方針のこと。

●朝霞市みどりのまちづくり基金

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な土地の取得や良好な景観の形成、生物多様性の保全に資する緑化事業等に要する財源に充てるために設置された基金。基金は、市・市民・事業者が一体となって緑豊かなまちづくりを進めるために平成14年（2002年）4月に設置され、市の拠出金や市民や企業・団体などから寄附を募って積み立てられている。

●朝霞市緑（みどり）の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。平成12年（2000年）3月に策定された本市の計画では、都市公園や緑地の整備、緑のまちづくり推進のための施策等が盛り込まれている。また、平成28年（2016年）3月に上位・関連計画の改訂や計画の達成度や施策の検討等をふまえ「朝霞市みどりの基本計画」として計画を改訂した。

●朝霞市緑化推進条例

市内にある緑地の保護及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元年（1989年）4月に施行された条例のこと。

この条例に基づき、保護する必要があると認められた樹木等を、所有者等の同意を得て保護地区または保護樹木として指定している。

●朝霞調節池

新河岸川における総合治水対策の一環として整備された、洪水時に雨水を一時的に貯蓄し、出水量が最大になる時点の流量を調節するための施設のこと。新河岸川流域の浸水被害を減らす役目を担っている。

●荒川近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、良好

な自然的環境を形成している樹林地、水辺地等について国土交通大臣が指定する区域のこと。本市では昭和42年（1967年）2月に荒川河川敷の98haが指定された。

●雨水浸透ます

雨水を地下に浸透させやすくするために、底と横に穴があいている雨水ますのこと。都市水害の防止、地下水の確保や湧水の復活などの効果が期待される。

●延焼遮断帯

広幅員の道路、公園、緑地、河川、鉄道などとその周辺市街地により形成される、火災の延焼拡大を遮断する効果がある帯状の空間のこと。

●オープンスペース

道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。

か行

●回遊性

ある一定の区域内を一巡するように移動できること。

●合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化処理する施設を浄化槽といい、合併処理浄化槽は、し尿のみを浄化する単独処理浄化槽とは異なり、し尿と台所や洗面所、風呂場などからの排水を併せて処理する浄化槽のこと。

●川越街道膝折宿

膝折宿は川越街道の江戸から4番目の宿場で、江戸時代、平林寺や川越東照宮への参拝者、川越藩の参勤交代などでにぎわいを見せていた。宿場には、本陣や脇本陣（本陣に入りきらなかった大名の家臣などを泊める場所。通常は旅籠として営業。）があり、脇本陣は現在でも当時の面影を偲ぶことができる。

●環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。

●環境負荷（環境への負荷）

ごみの排出、工場からの排水、自動車からの排出ガスなど、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

●既成市街地

一般的には、都市において道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域を指す。

●基地跡地(キャンプ朝霞跡地の留保地)

昭和20年(1945年)、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくった。昭和35年(1960年)にキャンプの南地区は自衛隊が駐屯することになり、北地区では引き続きアメリカ軍基地として機能が存続していた。その後、昭和49年(1974年)、北地区の一部を除く大部分が日本に返還されることが決まり、昭和61年(1986年)には、北地区に残されていたアメリカ軍通信施設が返還となり、戦後41年を経て、本市にあるアメリカ軍基地は完全に姿を消した。

平成27年(2015年)12月に見直しを行った「朝霞市基地跡地利用計画」では、周辺の公共公益施設などをふまえて基地跡地(留保地約19.1ha)の土地利用を設定している。

●旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、農地等の未利用地が残り、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を

残したまま、一旦市街化調整区域に編入し、土地区画整理事業等の計画的な基盤整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入する制度を「暫定逆線引き」という。

しかし、計画的な基盤整備が実施される見通しが立たない状況等を勘案し、平成15年(2003年)の第5回区域区分の見直しの方針では、この制度を廃止し、新たに運用しないこととした。

なお、これまで暫定逆線引き地区として位置づけられてきた区域については「旧暫定逆線引き地区」として、市街化区域に編入し、地区計画を指定することにより、地域の状況に合ったまちづくりを行っている。

●旧高橋家住宅

根岸台2丁目にあり、江戸時代中期(1680年代)までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。一般的な農家の建物が300年以上もの間大きな改造も加えられず、現在に残っていることは貴重なことであることから、その住宅・敷地が平成13年(2001年)11月に重要文化財の指定を受けた。

重要文化財である主屋の他、倉・納屋等の建物や畑、屋敷林、雑木林が一緒に残されており、武蔵野台地の農家の構成をよく伝えている。

●狭あい道路

建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。

●狭小住宅

敷地や住宅の規模を小さくして開発された建物などを指す。

●協働

市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。

●近距離交通機関

主に、市街地内や周辺都市との間の移動に利用する公共交通機関で、鉄道や路線バスなどのこと。

●クリーンエネルギー

太陽光発電、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電など、発電等の際に二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質の排出が少ないエネルギーのこと。

●景観行政団体

景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する地方公共団体のこと。

●ゲリラ豪雨

予測が困難な、積乱雲の発生による突発的で局地的な豪雨のこと。

●建築協定

住宅地や商店街など、区域の環境や利便性を維持増進するために定める協定のこと。

この協定は、一定の区域内の土地所有者等が、全員の合意により、区域内で建築物を建てる場合の敷地、構造、高さ、用途等について、建築基準法の規定より厳しい基準を定めることができる。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

●交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。

●高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。
用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区のこと。

●コミュニティ

一般的には「地域共同体」あるいは「地域共同社会」などと訳されるが、ここでは、地域に居住する人が生活していく上で、認識を共有できる一定のまとまりのこと。

●コンパクトシティ

市街地の拡散を抑え、自家用自動車に依存しない交通体系を維持し、歩行による生活圏が確保されることなどをいう。より身近なところで質の高い生活環境を享受できるようにするまちづくりを指す。

さ行

●彩の国ロードサポート制度の活用

活動団体、県、市町村、活動支援者がパートナーになり、快適で美しい道路環境づくりを進める取組のこと。

活動団体が清掃や美化活動を行い、県、市町村、活動支援者が活動に必要な支援を行う。

●市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域のことで、原則として建物の建築が制限される。

●市内循環バス（コミュニティバス）

市内循環バス（愛称：わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞駅（朝霞台駅）を結ぶ路線バスで、平成6年（1994年）から運行している。

●シティ・セールス

都市が持つ様々な魅力を外向けにアピールすることで、知名度や都市のイメージを高め、観光客の集客、特産品の購入の増加や、居住や企業進出の促進を図る

ことで都市を活性化させようとする施策のこと。

●市民農園

農家などの農地所有者が、近隣住民等のために、農作業などの目的で使用させる農園のこと。

実際に野菜を栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることを目的としている。

●斜面林

武蔵野台地及び荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。近年では貴重な自然資源としての価値が見直され始めている。

●住環境

住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。

●集落地

一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。ここでは、主に市街化調整区域において人が集まって生活している地域を指す。

●循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会形成推進基本法では「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

●省エネルギー住宅

国土交通省の定める「次世代省エネルギー基準」にかなう室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅のこと。

●少子高齢化

少子化とは出生率の低下により子供の数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことである。

少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。

●人口集中地区（DID）

人口密度が1 km²あたり約4,000人以上の地区が集中し、合計人口が5,000人以上となる地区のこと。

英訳「Densely Inhabited District」の頭文字をとってDIDともいう。

●親水空間

河川など水辺の空間利用によって、水と親しむ、水にふれられる場所のこと。一般に河川沿いの遊歩道や公園などを指す。

●伸銅工業

伸銅工業は、銅の棒に熱を加えて軟らかくし、細い針金に加工する産業のこと。

本市の伸銅工業は、江戸時代に黒目川などの豊富な水を利用して、水車が設けられ、その動力として利用されていた。やがて伸銅工業は、動力を水車から蒸気機関、電気へと変えながらも、朝霞の地場産業としてその後も栄えた。このことから朝霞は、関東における伸銅工業の発祥の地といわれている。

●シンポジウム

一つの問題について、数人の意見を発表し、それについて聴衆の質問に答える形で行われる討論会のこと。

●シンボル

都市や場所の顔として、地域社会にその個性として認知される象徴となる要素を指す。

●SWOT 分析

目標を達成するための意思決定の手法として、外部環境や内部環境を「強み」(Strengths)、「弱み」(Weaknesses)、「機会」(Opportunities)、「脅威」(Threats)の4つの視点から検討を行う分析手法のこと。

●生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接なかかわりをもつ市町村道レベルの道路をいう。

●生産緑地

市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務づけられる。

本市では平成4年(1992年)12月に初めて生産緑地を指定している。

●整序

現在の環境等を望ましい姿へと順に変えていくこと。

●ゾーン30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図ることを目的としている。

た行

●第5次朝霞市総合計画

平成28年度(2016年度)を初年度とする、市の地域づくりの最上位に位置づけられた計画のこと。平成23年(2011年)の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなったが、朝霞市

総合計画条例(第4条)に、市長が基本構想を策定し、議会の議決を経なければならないと位置づけ、引き続き、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定した。

●タウンウォッチング

ここでは、日常生活で見過ごしてきた、また当たり前と思ってきた「まち」の事柄等について、「まちを歩く」ことによって、その地域の資源や課題を発見・確認し、写真等を集め、整理・分析することで地域に関する情報を共有する手法のこと。

都市計画マスタープラン地域別構想の見直しにあたって開催した地域別懇談会において計5回実施した。

●建て詰まり

一般的な市街地に比べ建物が密集し、道路等の空地も不足している状況を意味する。

●地域地区

都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、合理的な土地利用を図るもの。具体的には、用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、地区計画等がこれに含まれる。

●地下水のかん養

地下に雨水を浸透させて、地下水の量を増やすこと。地下水を増やすことは、水害防止や、地盤沈下防止への効果が期待できる。

●地区計画

都市計画法に基づき、より良いまちづくりのため、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画のこと。

本市では、北朝霞駅・朝霞台駅周辺の商業地域及び近隣商業地域（平成3年（1991年）1月）、基地跡地（平成21年（2009年）2月）、市内に5地区ある旧暫定逆線引き地区の市街化区域に編入した地区（平成23年（2011年）1月）で地区計画を定めている。

●地産地消

「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物をその地域で消費する、また地域で必要とする農林産物は地域で生産すること。

特に「食」において、地域でとれた新鮮で安全・安心できる食材を通じて、作る人、流通する人、加工する人、販売する人、消費する人など各分野の人々が連携し合い、互いの顔が見える関係を築いていく取組。

「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきいきとしたまちづくりなど地域づくりへのつながりが期待されている。

●中高層住宅地

用途地域でいう、中高層住居専用地域から住居地域までの土地利用をイメージしたもの。

●低層住宅地

用途地域でいう、低層住居専用地域の土地利用をイメージしたもの。

●透水性舗装

アスファルトに混合する粗骨材の割合を多くして、路面に隙間をつくることにより、雨水を、舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法のこと。

●特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採

などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。

●都市基盤

都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

●都市計画区域

都市計画を定める範囲であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街化を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。市街化区域と市街化調整区域に区分される。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画法の規定に基づき、都市計画区域を整備し、開発し、保全する上で重要な事項を規定するもの。都市の発展の動向、人口や産業の見通しなどを勘案して、産業活動の利便と居住環境の保全を図るため、都市計画区域について、(1)都市計画の目標、(2)区域区分の決定の有無及び区域区分を定めたときはその方針、(3)土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めたもの。

●都市計画決定

都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容を決定することをいう。この決定によって都市計画制限が働き、権利者に一定の制限が加えられ、事業化が図られる。一般的な都道府県知事が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

●都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

本市では、14路線、延長28,410mが都市計画決定されている。

●都市計画の提案制度

平成15年(2003年)1月に施行された都市計画法の改正に伴い、新たに創設された制度。土地所有者等やNPOなどが、提案に必要な一定の条件(対象面積、対象区域内の土地所有者等の同意など)を満たした上で、都市計画の素案を添えて、都道府県または市町村に対して都市計画の提案ができる制度のこと。

●都市公園

都市計画公園及び地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。

本市には、平成28年(2016年)3月現在、街区公園3箇所、近隣公園3箇所、地区公園3箇所、歴史公園2箇所及び都市緑地1箇所の計39箇所が開設されている。

●都市軸

都市の骨格を生み出す、基本の骨組みとなる軸のこと。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を交換・分合(「換地」という)し、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(「減歩」という)、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図り、良好な環境の市街地として整備する事業のこと。

本市では、北朝霞地区、本町1丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台5丁目地区、岡1丁目地区で事業を推進している。

●土地利用

土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤であるという考え方に基づいて、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいう。

な行

●任意協定

地区の住民が、建物の用途、色彩、形態などの外観や緑化など、まちづくりに関するルールを決めて、地区の住民でそれを守っていくという協定のこと。

●ネットワーク

網状の組織を示す言葉で、ここでは拠点となる駅や公園、公共施設などを道路や河川などの空間や公共交通などで結び付けていくことを指す。

は行

●バイパス

交通が混雑する市街地や主要道路を避けて、迂回して設けられる道路のこと。

●ハンプ

段差舗装のこと。自動車のスピードを減速させて徐行を促すための道路面に設置する凸型の設備のこと。

●PFI

「Private Finance Initiative」の略で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う公共サービスのこと。

PFIは、国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サー

ビスの提供を目的とし、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行う手法。

●ヒートアイランド

東京などの大都市で、郊外の地域に比べ都心部を中心として島状に気温が高くなる現象のこと。都市部では、道路やビルなどによって、地面の大部分がアスファルトやコンクリートで覆われているため、熱をためこみやすく、また、自動車や冷暖房などから排出される熱の量が多いことなどがその原因となっている。

●柘塚古墳

岡3丁目にあり、県南部で唯一の墳丘が残る前方後円墳として、平成14年（2002年）3月に埼玉県指定史跡に指定された。これまでの発掘調査により、全長約72m、後円部の高さ約8.5m、出土した埴輪などから6世紀前葉につくられたと推定されている。

この古墳を中心とした柘塚古墳歴史広場は、平成16年（2004年）5月に開園した。

●ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」を意味する合成語で、安定した生活環境をもった「動植物の生息環境」のこと。

ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元することを指す。

●避難場所

地震、火災、水害などの災害時に住民が避難することのできる安全な場所で、学校、公民館などの公共施設や、公園、緑地などの公共空地が指定されている。

●不燃化

建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。

●防火地域・準防火地域

都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。

主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。

これらの地域に指定され、一定規模以上の建築物は、耐火建築物や準耐火建築物（鉄筋コンクリート造）等の性能が要求される。

●ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小規模な公園・空地のこと。

ま行

●まちづくり基金

「基金」とは、地方公共団体が特定の目的のために、資金を積み立て、財産を維持、または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいい、まちづくり基金は、特にまちづくりの推進を図るために設置するものをいう。

●まちづくり条例

地方公共団体がその管理する事務について、法律等の上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する条例のこと。

一般的に、まちづくり条例においては、まちづくりの計画や手法、開発や建築の際のルール、まちづくりを進めるにあたっての住民の参加などの仕組みを定めたものが多い。

●無秩序な市街化（スプロール）

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

都市生活に必要な公共施設の整備を伴わずに、転々と農地や山林などを食いつぶす形で市街地を形成していくこと。

●面整備

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道などの線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備すること。土地区画整理事業などの手法がある。

●面的速度規制

住宅地など、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される地区の道路について、基本的に通過交通を排除するという考え方に基づいて面的なエリアを設定し、エリアの入口に規制標識を設置して注意喚起を行うほか、エリア内の速度抑制を行い通行しづらくするなどの対策のこと。

や行

●屋敷林

農家などの北側に植栽することにより北風から家屋を守る防風機能をもった緑のこと。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者に使いやすいよう配慮する「バリアフリー」の概念を超えて、障害者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいように、初めから障害をつくらぬようデザイン（考案）すること。

●用途地域

都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率など）を定める制度のこと。

住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、相互に生活環境や業務の利便性に支障を来たすことから、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また、効率的に活動できるようにするために定められる。

ら行

●ライフステージ

乳幼児期、学齢期・少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類もある。

●ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。

●緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、土地所有者などが結ぶ緑化に関する協定のこと。

●リーマンショック

平成20年（2008年）に起こった米国大手銀行の破綻とそれを原因とする世界同時不況のこと。

●レクリエーション

余暇を活用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすこと。

わ行

●ワークショップ

「作業所」、「勉強会」といった意味をもつ。

ここでは、「まちづくりに関心のある市民が、生活の場での身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう場」、「アイデアを出し合い計画づくりを行う市民の集まり」としている。